

年金共済 豊かな老後のために

● 加入コース ●

		一般コース	個人年金コース
加入資格		組合員および従業員	一般コースに加入している方
新規加入年齢		満15歳以上満75歳未満 ※満75歳まで継続加入できます。	満15歳以上満65歳未満 ※満75歳まで継続加入できます。
加入日	月払	毎月1日	
	一時払	年2回(2月1日と8月1日) ※各コースとも一時払のみの加入はできません。	
掛金	月払	1口1,000円(最低3口以上の加入が必要です)	1口1,000円(1口から加入できます)
	一時払	1口100,000円(両方のコースそれぞれ200口まで加入できます)	
年金受取の条件		満60歳以上で年金月額が5,000円以上あること。	満60歳以上で加入期間が10年以上あること。
脱退一時金		加入者が死亡またはやむを得ない理由で、制度を脱退または、一部解約(一般コースのみ)するときは加入期間に応じた脱退一時金を支払います。	
税法上の特典		掛金の一部が生命保険料控除の対象となります。	掛金の一部が個人年金保険料控除の対象となります。
掛金には本制度の運営事務費を含んでおりますので、月払掛金は1口あたり980円、一時払掛金は1口あたり99,900円が保険料控除の対象となります。			

加入掛金種類／一時金・年金月額試算表(概算)

■ 月払／1口1,000円につき 複数口加入の場合は加入口数倍となります ※終身年金は60歳男性、連生年金は夫60歳・妻57歳の場合の試算です (単位:円)

経過年数	掛金累計額	脱退一時金	10年確定年金	15年確定逦増型年金	15年保証終身年金	10年保証連生年金
1年	12,000	約 11,540	約 100	約 51	約 45	約 39
3年	36,000	約 34,940	約 304	約 155	約 137	約 118
5年	60,000	約 58,770	約 512	約 261	約 231	約 199
10年	120,000	約 120,230	約 1,047	約 535	約 474	約 407
15年	180,000	約 184,430	約 1,607	約 821	約 727	約 625
20年	240,000	約 251,450	約 2,190	約 1,120	約 991	約 852

※積立期間中の死亡による脱退の場合は、脱退一時金に遺族見舞金(月払1口あたり10,000円)が加算されます。

■ 一時払／1口100,000円につき 複数口加入の場合は加入口数倍となります ※終身年金は60歳男性、連生年金は夫60歳・妻57歳の場合の試算です (単位:円)

経過年数	掛金累計額	脱退一時金	10年確定年金	15年確定逦増型年金	15年保証終身年金	10年保証連生年金
1年	100,000	約 99,060	約 863	約 441	約 390	約 336
3年	100,000	約 100,890	約 879	約 449	約 397	約 342
5年	100,000	約 102,740	約 895	約 457	約 405	約 348
10年	100,000	約 107,480	約 936	約 478	約 423	約 364
15年	100,000	約 112,370	約 979	約 500	約 443	約 381
20年	100,000	約 117,420	約 1,023	約 523	約 463	約 398

※表示金額は、2021年3月1日現在の予定利率(約1.12%)および引受割合・規模で推移した場合の概算金額となります。したがって実際にお支払いする金額は変動(増減)することがあり、将来のお支払い額を約束するものではありません。

年金受取 脱退時年齢満60歳以上の場合に選択可能

- 下記の①～④から選択できます。
※一般コースは年金月額が5,000円以上、個人年金コースは加入10年以上必要
- 年金受取開始時期は最大10年間(年単位)で満80歳まで据え置くことができます。

① 10年確定年金

10年間一定の年金が受け取れます。途中で死亡した場合は、遺族年金(または一時金)としてその残余期間分を受け取ることができます。

② 15年確定逦増型年金

15年間毎年増え続ける年金が受け取れます。途中で死亡した場合は、遺族年金(または一時金)としてその残余期間分を受け取ることができます。

③ 15年保証終身年金

生存中終身にわたり一定の年金が受け取れます。なお、15年(保証期間)未満で死亡した場合は、その遺族が遺族年金(または一時金)としてその15年(保証期間)の残余期間分を受け取ることができます。

④ 10年保証夫婦連生終身年金

10年間は生死にかかわらず、11年目以降は受給者または配偶者のどちらかが生存している限り、年金が受け取れます。ただし、受給者死亡の場合、配偶者の受取年金額は11年目以降は60%の支払いとなります。